

## 支援チーム規程（STR）

1. 支援者艇は、次の条件を満たす場合のみ使用が認められる。
  - ① 支援者艇は水上にいる間『大学名を記した表示』を両舷から視認できるように掲示しなければならない。これらは、『艇体への大学名表示に関する申し合わせ事項』に合わせた大学名の記載とし、A3用紙サイズ以上の大きさを表示するものとする。また、これらは競技者により準備する。
  - ② 支援者艇は、大会グループLINEに登録をするとともに、申込時に代表者の電話番号を登録しなければならない。変更がある場合は、大会受付に申告する。
  - ③ 支援者艇は、常時グループLINEが確認できる状態にしていると共に登録した代表者の電話に出られるようにしなければならない。
  - ④ 主催団体が指定する西側棧橋以外に係留してはならない。
  - ⑤ 支援者艇が乗員の乗降、機材の積込み、積下ろしのために一時的に豊田自動織機海陽ヨットハーバーに入港する場合でも、ヨットハーバー事務室にて所定の手続きを行い、使用料を支払わなければならない。その上で、乗員の乗降、機材の積込み、積下ろしが完了次第、速やかに出港しなければならない。
2. 支援者がレース海面付近で乗船した艇は、本規程を適用する。ペナルティーは、乗船している支援者が関係するチームへ行うものとする。
3. [NP] [DP] 競技者の安全な出艇を確保するため、支援者艇は、D旗掲揚前については出艇してよいが、最初のクラスのD旗掲揚から20分間は係留した棧橋から離岸してはならない。またこの時間帯は安全確保の活動を除きハーバー港内と港内からの出入口200m付近に待機してはいけない。
4. [NP] [DP] 支援者艇は、レース委員会艇、レース艇の付近およびハーバー内では低速で航行するなど安全に努めなければならない。
5. 支援者艇は、レース中の艇に引き波の影響を与えてはならない。
6. [NP] 支援者艇は、レース委員会艇にオレンジ旗が掲揚されている間もしくはオレンジ旗が掲揚されてからレースが終了するまで、またはレース委員会がレースの延期あるいはレースの中止の信号を発するまで、【添付図】「艇がレースをしているエリア」にある支援者艇の制限区域に入ってはならない。
7. [DP] 支援者艇は、レース委員会、プロテスト委員会またはテクニカル委員会から、コース・エリアからさらに離れるよう指示された場合、直ちに従わなければならない。
8. 規則37を以下のように変更をする。レース委員会が音響1声とともに、V旗を掲揚した場合、支援者艇はレースをしているエリアを含む全てのエリアにおいて、危険な状態にある艇を可能な限り速やかに救助しなければならない。ただし、支援者艇は艇に対して救助活動を除いた援助を与えてはならない。この場合、本規程5、本規程6は適用されない。
9. [NP] [DP] 支援者艇は、故障時を除きアンカリングする場合は、【添付図】に示す指定の許可エリアで行うこと。また、アンカーにブイ等を付ける場合は、それらに大学名を記載すること。
10. [NP] [DP] 支援者艇のドライバーは、キルコードが装備されている艇については、操船中キルコードを適正に使用しなければならない。

**【添付図】 「艇がレースをしているエリア」**

項目 6 にて規定されている「艇がレースをしているエリア」は、この点線の艇が帆走するであろう位置から距離 200m を示している。

スタート後、レース委員会信号艇の両端のレース委員会艇は、この位置にない場合がある。

